



障 発 0215 第 7 号
平成 31 年 2 月 15 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

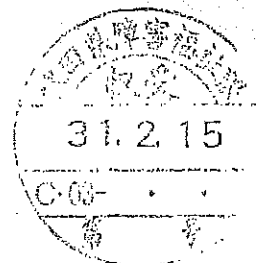
「障害者に対する航空旅客運賃の割引について」の一部改正について (通知)

身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る航空旅客運賃の割引については、「障害者に対する航空旅客運賃の割引について (通知)」(平成 30 年 9 月 21 日障発 0921 第 8 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「通知」という。)によって、周知しているところです。

今般、(株)AIRDO及び(株)フジドリームエアラインズにおいて、新たに精神障害者に対して航空旅客運賃の割引制度が適用されるとともに、身体障害者及び知的障害者に対する割引についても、障害の程度に関わらず手帳を有している者全員に対して、介護者 1 名まで割引を適用することになりました。

これに伴い、通知を改正し、別添のとおりとすることとしました。今回新しく適用を開始する運賃の割引制度については、(株)AIRDOに係る部分にあつては平成 31 年 1 月 16 日予約受付分から既に適用されているほか、(株)フジドリームエアラインズに係る部分にあつては平成 31 年 3 月 31 日搭乗分 (平成 31 年 1 月 31 日予約受付分) から適用されることとされているので、御了知の上、管内市町村、関係団体等に対して周知徹底を図るとともに、円滑な施行に特段のご協力をお願いいたします。

なお、(株)AIRDOが平成 31 年 1 月 16 日までに発券した場合であっても、同日以降の申出により割引が適用される場合があるので、詳細については、同社に問い合わせただく必要があります。また、障害者に対する航空運送事業者の旅客運賃の割引については、(株)AIRDO及び(株)フジドリームエアラインズに係る割引の適用範囲等の改正以外は、従前の取扱いから変更はありません。



併せて、本通知については、国土交通省と協議済みであることを申し添えます。

別添

障発 0921 第 8 号
平成 30 年 9 月 21 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害者に対する航空旅客運賃の割引について (通知)

身体障害者及び知的障害者に係る航空旅客運賃の割引については、それぞれ「身体障害者航空旅客運賃の割引について」(平成 14 年 10 月 16 日社援発第 1016008 号厚生労働省社会・援護局長通知)及び「知的障害者に対する航空旅客運賃の割引について」(平成 3 年 9 月 24 日児発第 812 号厚生省児童家庭局長通知)(以下「両通知」という。)によって、周知しているところです。

今般、一部の航空運送事業者において、精神障害者に対しても航空旅客運賃の割引制度が適用されるとともに、身体障害者及び知的障害者に対する割引についても、障害の程度に関わらず手帳を有している者全員に対して、介護者 1 名まで割引を適用することになりました。

これに伴い、障害者に対する航空旅客運賃の割引について、別紙のとおり、取り扱われることとなりましたので、御了知の上、管内市町村、関係団体等に対して周知徹底を図るとともに、円滑な施行に特段のご協力をお願いいたします。また、両通知は平成 30 年 10 月 4 日をもって廃止します。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として通知するものです。

また、本通知については、国土交通省と協議済みであることを申し添えます。

別紙

第1 割引運賃額及び購入手続等

障害者に対する割引運賃及び購入手続等は、第2の1及び2に掲げる各航空運送事業者がそれぞれ設定するものであり、航空運送事業者又は路線によって異なることがある。

第2 割引運賃の適用区間

1 身体障害者及び知的障害者について

割引運賃の適用区間は、日本航空(株)、日本トランスオーシャン航空(株)、日本エアコミューター(株)、琉球エアコミューター(株)、(株)ジェイエア、(株)北海道エアシステム、全日本空輸(株)、ANAウイングス(株)、スカイマーク(株)、(株)AIRDO、(株)ソラシドエア、(株)スターフライヤー、(株)フジドリームエアラインズ、新中央航空(株)、アイベックスエアラインズ(株)、東邦航空(株)、オリエンタルエアブリッジ(株)及び天草エアライン(株)の定期航空路線の国内線全区間とする。

2 精神障害者について

割引運賃の適用区間は、日本航空(株)、日本トランスオーシャン航空(株)、日本エアコミューター(株)、琉球エアコミューター(株)、(株)ジェイエア、(株)北海道エアシステム、全日本空輸(株)、ANAウイングス(株)、スカイマーク(株)、(株)AIRDO、(株)ソラシドエア、(株)スターフライヤー、(株)フジドリームエアラインズ、アイベックスエアラインズ(株)、オリエンタルエアブリッジ(株)及び天草エアライン(株)の定期航空路線の国内線全区間とする。

第3 割引運賃の適用範囲等

1 身体障害者について

- (1) 次の①又は②の身体障害者が介護者(航空運送事業者が介護能力があると認める満12歳以上の旅客で、割引運賃の対象となる障害者と同時に同一区間を利用するものをいう。以下同じ。)と共に、又は単独で利用する場合に、当該身体障害者及び介護者1名に対し、それぞれ適用する。

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている満12歳以上の身体障害者で、同手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第一種と記入されているもの(以下「第一種身体障害者」という。)
- ② 身体障害者手帳の交付を受けている満12歳以上の身体障害者で、同手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第二種と記入されているもの(以下「第二種身体障害者」という。)(日本航空(株)、日本トラン

スオーシャン航空(株)、日本エアコミューター(株)、琉球エアークミューター(株)、(株)ジェイエア、(株)北海道エアシステム、全日本空輸(株)、ANAウイングス(株)、スカイマーク(株)、(株)AIRDO、(株)ソラシドエア、(株)スターフライヤー、(株)フジドリームエアラインズ、アイベックスエアラインズ(株)、オリエンタルエアブリッジ(株)及び天草エアライン(株)を利用する者に限る。)

- (2) 第二種身体障害者(第3の1の(1)の②の者を除く。)が利用する場合に、当該第二種身体障害者に対し適用する。

2 知的障害者について

- (1) 次の①又は②の知的障害者が介護者と共に、又は単独で利用する場合に、当該知的障害者及び介護者1名に対し、それぞれ適用する。

① 療育手帳の交付を受けている満12歳以上の知的障害者で、同手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第一種と記入されているもの(以下「第一種知的障害者」という。)

② 療育手帳の交付を受けている満12歳以上の知的障害者で、同手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第二種と記入されているもの(以下「第二種知的障害者」という。)(日本航空(株)、日本トランスオーシャン航空(株)、日本エアコミューター(株)、琉球エアークミューター(株)、(株)ジェイエア、(株)北海道エアシステム、全日本空輸(株)、ANAウイングス(株)、スカイマーク(株)、(株)AIRDO、(株)ソラシドエア、(株)スターフライヤー、(株)フジドリームエアラインズ、アイベックスエアラインズ(株)、オリエンタルエアブリッジ(株)及び天草エアライン(株)を利用する者に限る。)

- (2) 第二種知的障害者(第3の2の(1)の②の者を除く。)が利用する場合に、当該第二種知的障害者に対し適用する。

- (3) 知的障害者は、あらかじめ、その居住地を所管する福祉事務所長から療育手帳に割引対象者である旨の証明印の押印を受けるものとする。

3 精神障害者について

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている満12歳以上の精神障害者が介護者と共に、又は単独で利用する場合に、当該精神障害者及び介護者1名に対し、それぞれ適用する。

第4 実施期日

障害者に対する割引運賃の適用範囲の拡大措置は、平成30年10月4日より実施される。ただし、変更が可能な航空券であれば、同日までに発券した場合であっても、同日以降の申し出により適用される。